

### 3 志布志市も支援しています

地域コミュニティ協議会が進める地域の将来像の達成に向け、志布志市では「人材面」「財政面」「施設面」の3つの視点で支援します。

#### (1) 人材面の支援

志布志市では、人材面で地域コミュニティ協議会を支援するため、会計年度任用職員である「地域支援員」を導入し、段階的に人数を増やしています。地域支援員は、地域コミュニティ協議会の組織化に向けた話し合いを支援し、地域コミュニティ協議会の活動をサポートし、地域コミュニティ協議会と市とのパイプ役となります。

また、自治会担当職員制度と、ふるさとづくり委員会サポート職員制度を見直し、地域コミュニティ協議会を支える「地域担当職員制度」へと移行します。

#### (2) 財政面の支援

##### ① 組織化に向けた活動支援

鹿児島県の「コミュニティ・プラットフォーム形成促進事業」を活用し、地域コミュニティ協議会の組織化に向けた活動に活用できる補助制度「地域コミュニティ協議会化支援事業補助金」を創設しています。

具体的な用途は、話し合い活動に係るコロナ対策の物品や事務用品の購入費用、地域独自の「地域まちづくり計画」を策定する際などの講師費用、先進地研修の費用、準備委員会で使用する備品（例えば座椅子、テーブル）などです。補助額の上限は、区域内の世帯数を基準に、500世帯未満までを15万円、1,000世帯未満までを20万円、1,000世帯以上を25万円としています。

##### ② 協議会の活動促進交付金

これまで志布志市の各部署が個別に交付してきた地域に係る補助金や委託料などで、地域コミュニティ協議会として協働して活動することが可能な事業があれば、「地域コミュニティ協議会活動促進事業交付金（一括交付金）」として集約していき、地域コミュニティ協議会へ一括して交付します。

また、これまで校区公民館に対して交付していた補助金の算定基礎は校区公民館の加入戸数となっていたましたが、地域コミュニティ協議会は、地域の全ての住民等を対象に活動することになるため、地域内の全世帯数を算定基礎として積算します。

### ③ 協議会設立当初の活動支援

同じく鹿児島県の「コミュニティ・プラットフォーム形成促進事業」を活用し、地域コミュニティ協議会の創成期の取組みに活用できる補助制度「地域コミュニティ協議会創生支援事業補助金」を創設しています。

また、地域コミュニティ協議会が地域の課題解決のため「地域まちづくり計画」に記載した上で、自ら実施する事業のうち、活動促進交付金では賅えない大きな財源を要するものについては、県や国の有利な補助事業などの情報提供に努め、その申請等を支援します。(28ページ参照)

### (3) 施設面の支援

令和6年度を目途に、これまでの公民館等の施設を地域コミュニティ協議会による「協働のまちづくりの拠点」として位置付け、名称を「〇〇コミュニティセンター」へと統一し、指定管理者制度へと移行します。

なお、地域コミュニティ協議会の設立により地域づくりに参画する人数が増え、これまでの公民館等の施設では利用人数や駐車場のスペースの問題が生じる地域については、活動拠点の在り方について協議会と十分に協議した上で、施設の整備を市が支援し、地域差が生じないよう対策を講じます。

## 4 資料

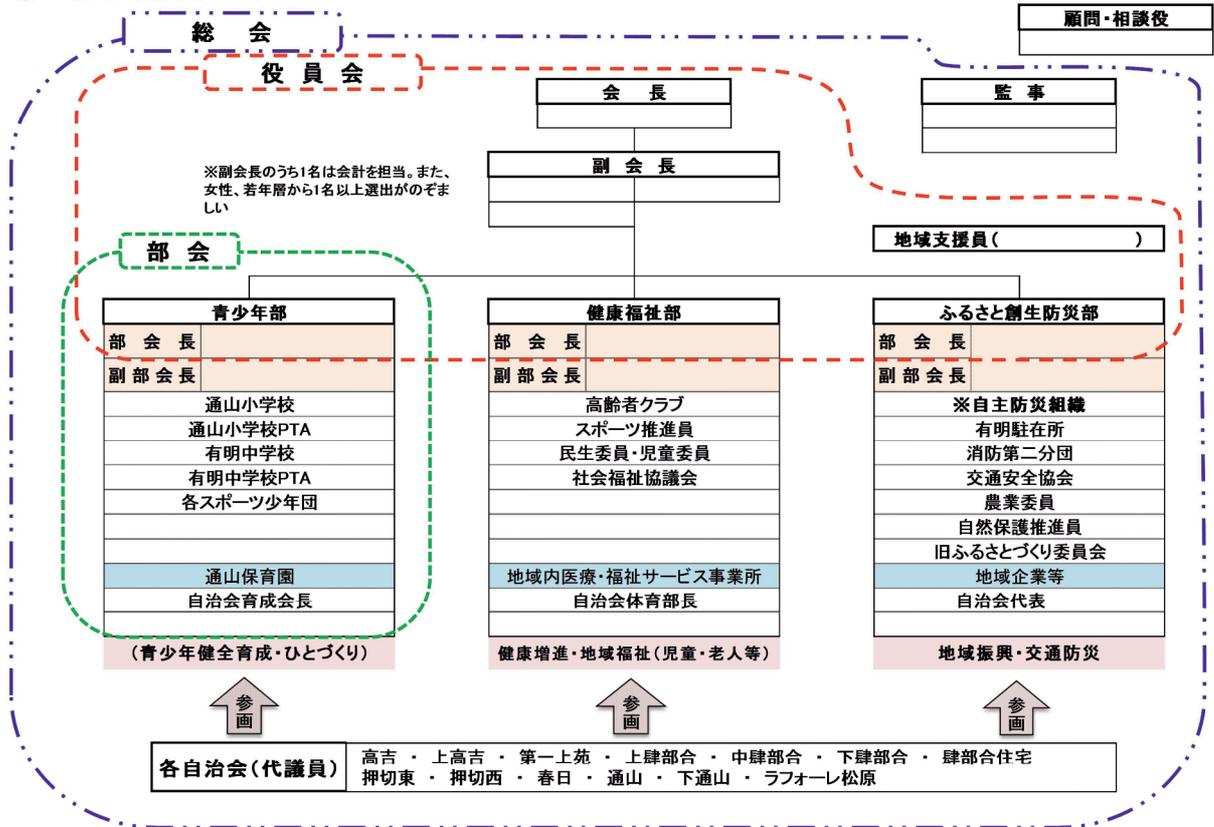
### (1) 地域コミュニティについての国・県の支援制度一覧

窓口		事業名	事業内容
国	総務省	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援
		地域おこし協力隊	市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組
		集落支援員制度	集落の事情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組
	国土交通省	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う
	農林水産省	農山漁村振興交付金	都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用等の増大に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援
	県	くらし共生協働課	コミュニティ・プラットフォーム整備促進事業
その他	（一財）自治総合センター	コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る
	（公財）鹿児島県市町村振興協会	市町村振興助成金交付事業	本格的な人口減少社会が現実のものとなり、労働力の減少等により、地域経済の規模縮小や住民生活に必要なサービスの提供に支障が生じるなど、県内市町村における地域社会の衰退が危惧される中で、市町村が助成する地域コミュニティや地域運営組織等及び市町村が実施する人口減少対策に資するものを対象とする

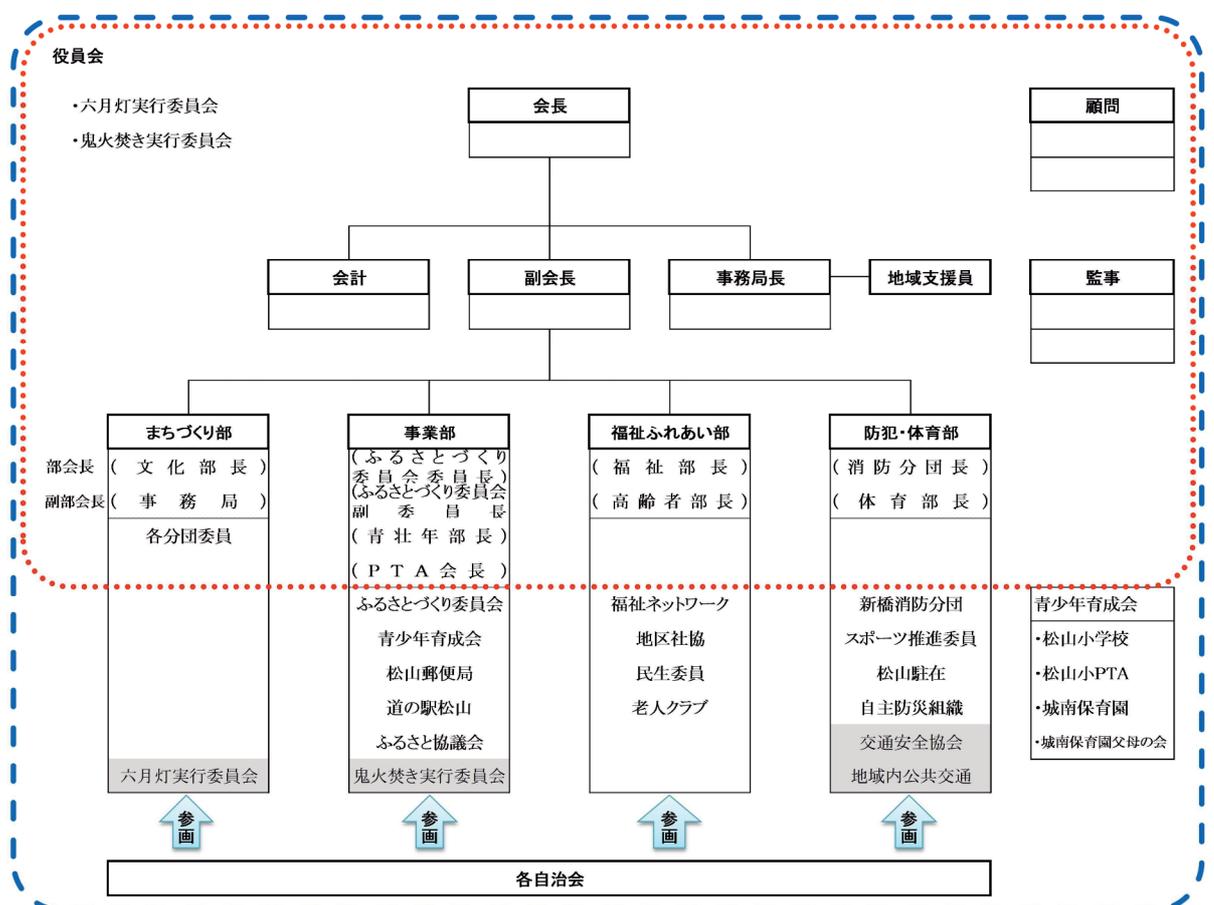
令和3年3月現在企画政策課調べ

## (2) 組織図の例

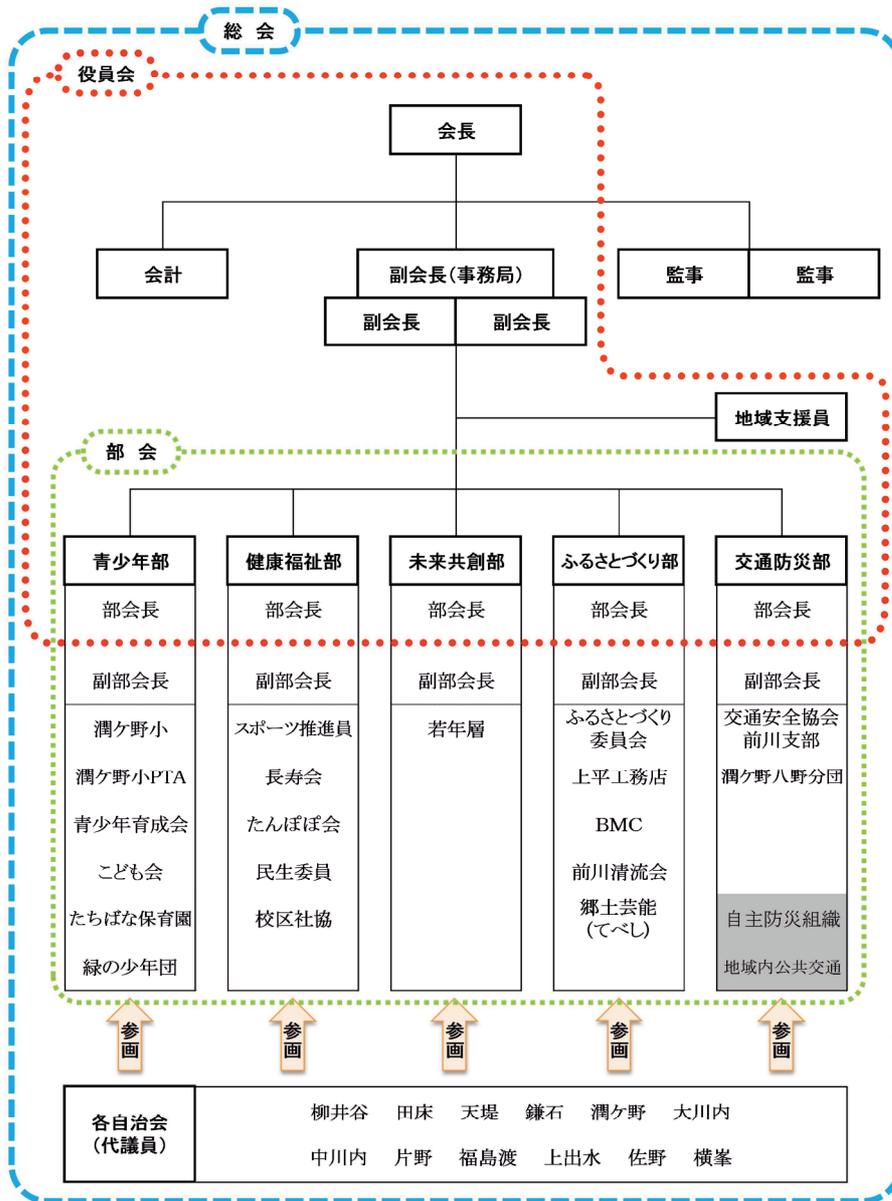
### ① 通山地区



### ② 新橋地区



③ 潤ヶ野地区



### (3) 規約の例

#### 〇〇校区コミュニティ協議会規約

##### 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本組織は、〇〇校区コミュニティ協議会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を〇〇地区〇〇〇館（志布志市〇〇町 1234 番地）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇小学校区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の構築を目的とし、多様な主体による自主的、主体的な地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事業
- (3) 会員相互の連携に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

##### 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
  - (2) 地区で活動する団体
  - (3) 地区に住所を置く事業所
  - (4) 地区に地縁のある住民、団体及び事業所
  - (5) その他会長が必要と認める者
- 2 前項第1号の会員であって、同一世帯内の全員が4月1日現在で満71歳以上の世帯は準会員となる。
- 3 前項第1号の会員であって、やむを得ない事情により自治会が役員会に相談し、定例会において承認された世帯についてはこの限りではない。

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
  - (2) 役員会
  - (3) 部会
  - (4) 定例会
- 2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、本会の最高決議機関であり、代議員による定例総会及び臨時総会とする。但し緊急を要する場合は、重大な事項を除き、役員会をもってこれに代えることができる。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。
  - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
  - (2) 役員を選任又は解任に関すること。
  - (3) 規約に関すること。
  - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。
- 5 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

7 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第8条 本会に次の部会を置く。

- (1) ○○○部会
- (2) ○○○部会
- (3) ○○○部会
- (4) ○○○部会
- (5) ○○○部会

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。

4 部会長は、部会員の互選により選任する。

5 部会に副部会長を置く。また、会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

8 副部会長及び会計の任期は、役員に準じる。

9 部会は、部会長が招集する。

(定例会)

第9条 定例会は、役員並びに代議員のうち自治会の代表者をもって構成する。

2 定例会は、各自治会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

3 定例会は、原則として毎月第1月曜日に開催する。

4 会長は、定例会に、必要に応じて会員を招集することができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

### 第3章 代議員

(代議員)

第11条 代議員は、自治会の代表者、各種団体から推薦のあった者とする。

2 代議員の定数は、00人以内とする。

3 代議員には、一定数の女性や若年層が含まれるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第12条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、1年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 代議員は、再任されることができる。

### 第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長 各部会1名

2 役員には、一定数の女性や若年層が含まれるよう努めるものとする。

3 必要に応じ、役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第15条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。また、総会、役員会、定例会及び運営会議の書記を担い、本会の活動について会員に対し広く周知を図るものとする。  
なお、副会長のうち1名は、本会の事務局を担うものとする。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の任期)

第17条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会計、部会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 財務

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 第4条第1項第1号に定める会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 会員 各戸年額 0,000円
- (2) 準会員 各戸年額 0,000円

3 寄付金は、役員会において用途を定め予算に計上するものとする。

(役員手当)

第19条 役員手当及び役員等の出会費用は、予算の範囲内で支給することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 その他

(帳簿等)

第21条 本会に次の帳簿等を置く。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員等の名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(附則)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規約の制定に伴い、〇〇校区公民館規約及び〇〇地区ふるさとづくり委員会規約を廃止し、本規約に統合するものとする。







**新しい地域コミュニティづくりガイドブック**  
【協議会設立編】

**令和3年3月**

発行・編集

志布志市企画政策課共生協働推進室

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電話：099-472-1111 FAX：099-473-2203